



ご寄付の税制優遇について

認定NPO法人横浜子どもホスピスプロジェクトへの以下のご寄付は、
寄附金控除などの税制上の優遇措置の対象となります。

① 個人の方からの寄付金および賛助会員(個人)の会費

個人が寄付をした場合は、確定申告をすれば、寄附金の40%(住民税最大10%※と合わせて50%まで)の税金の還付を受けることができます。

寄附金控除は次の算式で計算します。(税額控除方式の場合)

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times \text{最大}40\% = \text{税額控除}$$

例 〈横浜市民の場合〉

※対象となる寄附金額の上限:総所得金額の40% ※控除税額の上限:所得税額の25%

1万円のご寄附で4,000円

5万円のご寄附で24,000円が戻ってきます

※当法人は、神奈川県および横浜市の指定を受けているため、神奈川県民や横浜市民の場合、住民税も寄附金控除の対象になります。

② 法人からの寄付金及び賛助会員(団体)の会費

損金算入限度額の枠が拡大されます。

特別損金算入限度額:一般損金算入枠とは別に、認定NPO法人にある特別枠です。

$$(\text{資本金などの額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

③ 相続人等からの相続財産等のご寄付

寄付をした相続財産が非課税になります。(金銭の場合です。不動産などは扱いが異なる場合があります。)

例 1億円の相続財産があった場合、このうちの8千万円を認定NPO法人に寄付すると相続税の課税対象額は2千万円になります。

※詳しい手続きについては、「国税庁ホームページ」を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

支援についてのご質問はこちら ▶ <https://childrenshospice.yokohama/faq.html>

